

青森県告示第三百三十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和八年三月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和八年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
むつ市金谷一丁目一七の五五
職業訓練法人むつ職業能力開発協会
- 二 売りさばき場所
むつ市金谷一丁目一七の五五

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 山伸エンジニアリング
- 二 氏名 新山義治
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字野沢字沢部三五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一六）第一〇〇七二三号
- 五 取消年月日 令和八年三月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社愛和家具
- 二 代表者の氏名 木村尚子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字油川字千刈五五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一五四三七号
- 五 取消年月日 令和八年三月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和八年三月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 ソフトプラン有限公司
- 二 代表者の氏名 花田均
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字筒井字八ツ橋九一七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一五)第一〇〇四六五号
- 五 取消年月日 令和八年三月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和七年十一月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 ダイシン建築株式会社
- 二 代表者の氏名 桑原隆
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字八幡林字品川五七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一二二二二号
- 五 取消年月日 令和八年四月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、塗

装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
令和八年三月六日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社原子工務店
- 二 代表者の氏名 原子進
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字城東中央四丁目五の二七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第二〇〇一六号
- 五 取消年月日 令和八年三月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和八年三月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社工藤工務所
- 二 代表者の氏名 工藤晃一
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字小沢字大開四〇一の五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第一二二八二号
- 五 取消年月日 令和八年四月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和八年四月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社藤千
- 二 代表者の氏名 佐藤一眞
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字折笠字法立堂一一四の五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一八)第二〇〇三〇七号
- 五 取消年月日 令和八年四月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和八年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 宝森建設興業株式会社
- 二 代表者の氏名 葛西俊蔵
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字中里字宝森一五七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第六六八号
- 五 取消年月日 令和八年四月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 新田左官工業

二 氏名 新田修藏

三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字奥戸下道三八の二

四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第八八七二号

五 取消年月日 令和八年三月六日

六 取消しに係る建設業の許可

左官工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社マツヤ

二 代表者の氏名 松谷英一

三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字斗南岡三二の二七〇

四 許可番号 青森県知事許可(般一六)第一七一一七五号

五 取消年月日 令和八年三月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十八項の規定により、田山堰土地改良区から、次のとおり役員の内任及び退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年五月二十七日

青森県中南農林水産事務所長 佐 藤 新 吾

役員の内任	氏 名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	木立 康行	黒石市大字高館字甲松坂四の三	令和八・三・二九就任
〃	山口 利文	大字赤坂字池田七九	〃
〃	佐藤 善一	大字牡丹平字諏訪野平二〇の一	〃
〃	今 隆俊	大字三島字村里三五	〃
〃	三浦 一昭	大字二双字字村元一七	〃
〃	後藤 勲美	大字上十川字村元一番五四の二	〃
〃	倉内 信一	大字石名坂字町堰向二四の二	〃
〃	乗田 金幸	大字竹鼻字村元一〇の三	〃
〃	村岡 嘉夫	大字上十川字北原四番一〇の一	〃
〃	佐藤 隆治	大字花巻字花巻一七の一	〃
監事	木立 勝広	大字高館字甲花岡一四三の二	〃
〃	宇野 賀一	大字上十川字北原四番三〇の五	〃
〃	佐藤 司行	大字南中野字家岸三八の一	〃
〃	木立 康行	大字高館字甲松坂四の三	八・三・二六退任
〃	山口 利文	大字赤坂字池田七九	〃
〃	村岡 嘉夫	大字上十川字北原四番一〇の一	〃
〃	三浦 一昭	大字二双字字村元一七	〃

〃	今隆俊	〃	大字三島字村里三五	〃
〃	佐藤 三郎治	〃	大字石名坂字町堰向一六	〃
〃	佐藤 善一	〃	大字牡丹平字諏訪野平二〇の一	〃
〃	黒瀧 義光	〃	大字上十川字北原一番四〇	〃
〃	乗田 金幸	〃	大字竹鼻字村元一〇の三	〃
〃	佐藤 隆治	〃	大字花巻字花巻一七の一	〃
〃	木立 勝広	〃	大字高館字甲花岡一四三の二	〃
〃	佐藤 司行	〃	大字南中野字家岸三八の一	〃
〃	宇野 賀一	〃	大字上十川字北原四番三〇の五	〃

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、三戸土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年五月二十七日

青森県三八農林水産事務所長 齋 藤 禎 展

理事	役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
藤原 文雄			三戸郡三戸町大字袴田字上屋敷五七の一	令和八・四・二

公安委員会

青森県公安委員会告示第七十三号

遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号）第五条第五号の規定に基づき、次の施設占有者の特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）第二十八条第四項の規定により公示する。

令和八年五月二十七日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

- 一 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
夢コーポレーション株式会社
愛知県豊橋市舟原町一九五の一
代表取締役 沖 宗也
- 二 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
夢屋新井田店 八戸市新井田西一丁目四の三
SLOT・CLUB YUMEYA 石堂店 八戸市石堂二の〇の一六

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭